

令和8年度秋田県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修
【基礎研修1】【基礎研修2】 開催要領

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の養成を目的とする。

2 実施主体

秋田県(運営主体:秋田県障害者社会参加推進センター)

3 研修日程・会場・受講定員

研修修了には、以下の①[共通講義]と②【基礎研修1】または【基礎研修2】の受講が必要です。

①相談支援従事者初任者研修[共通講義部分]

区分	研修日程	受講定員
[共通講義] ※1	eラーニングによる受講(2日間) 7月27日(月)~8月20日(木)まで視聴可能 (福)秋田県社会福祉事業団が実施	

②基礎研修

区分	研修日程	研修形式	会場	受講定員
基礎研修1	9月17日(木)~18日(金)	集合	秋田県社会福祉会館 10階大会議室 (秋田市旭北栄町1番5号)	70名程度
基礎研修2	10月22日(木)~23日(金)			70名程度

※ [共通講義]は相談支援従事者初任者研修又は【基礎研修】受講のための2日間の研修となります。

[共通講義]は、「障害者相談支援従事者研修テキスト 初任者研修編(中央法規出版)」に基づいて行いますので、当日ご準備願います。[共通講義]を受講する方には、受講決定後、申込時に登録したメールアドレスに社会福祉法人秋田県社会福祉事業団からご案内を差し上げますので、手順に基づき受講してください。

[共通講義:eラーニングについて]

・eラーニングは、インターネットを介して動画を視聴して学習する方法です。受講者自身が自宅や職場でインターネット環境を用意し受講していただきます。受講後、振り返りシートの提出があります。

4 受講対象者 ※秋田県外の事業所に現在お勤めの方は受講できません。

下記(1)~(3)の全ての要件を満たし、全日程を受講できる方

- (1)秋田県内の指定障害福祉サービス事業所において、サービス管理責任者として配置予定の方又は指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所において児童発達支援管理責任者として配置予定の方
- (2)相談支援従事者初任者研修修了者、又は[共通講義]を今年度受講見込みの方(過去に受講された方を含む。)
- (3)研修開始日において、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の受講要件となる実務経験を満たしている方

※別紙【サビ児管様式8号】サービス管理責任者【基礎研修】受講に必要な実務経験証明書又は【サビ児管様式9号】児童発達支援管理責任者【基礎研修】受講に必要な実務経験証明書の実務経験年数欄を参照のこと。

5 研修内容

- | | | |
|---|------|---------|
| 1. サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)の基本姿勢
とサービス提供のプロセスに関する講義(1日目) | 7.5H | } 計 15H |
| 2. サービス提供プロセスの管理に関する演習(2日目) | 7.5H | |

6 申込方法・受講決定・受講料

(1)申込方法

①令和8年6月15日(月)から6月30日(火)午後5時(必着)までに、当協会ホームページに掲載しているサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修【基礎研修 1】【基礎研修 2】申込受付フォームに必要事項を入力し、申込みしてください。

ホームページアドレス

<https://ww100132.normanet.ne.jp/>

申込後、フォームから自動返信メールが届きます。返信メールが届かない場合は、登録した自分のメールアドレスに入力誤りがあるか、「迷惑メールフォルダ」に入っていないかを確認したうえで、速やかに研修事務局までご連絡ください。

(2)郵送での提出書類<7月2日(木)締切です>

(ア)実務経験証明書

1)サービス管理責任者基礎研修修了証書の交付を希望する方

【サビ児管様式8号】 サービス管理責任者【基礎研修】受講に必要な実務経験証明書

2)児童発達支援管理責任者基礎研修修了証書の交付を希望する方

【サビ児管様式9号】 児童発達支援管理責任者【基礎研修】受講に必要な実務経験証明書

※サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の2つの修了証書を希望する方は、両方の実務要件を満たしていることが必要です。実務経験年数等に関する資格要件を確認の上、【サビ管様式8号】【サビ管様式9号】の両方を提出してください。

※実務経験年数については、前職分も含めて現在勤務する事業所の所属長の責任のもとに記載してください。

(イ)実務経験資格を証明できる書類の写し

【サビ児管様式8号】【サビ児管様式9号】の実務経験要件に関する資格要件欄を参照してください。

(ウ)過去に[共通講義(2日間)]の研修を受講した方

相談支援従事者初任者研修の修了証書又は基礎研修(共通講義)受講証明書の写し

(3)受講決定

(ア)受講申込のあった事業所に対して、7月14日(火)頃に事業所へメールで受講決定通知を送ります。受講決定通知に記載の受講料を一括して7月24日(金)まで納入してください。

(イ)受講料

①(共通講義)	②(基礎研修)	合 計
令和8年度相談支援従事者 初任者研修共通講義受講者 (1日目・2日目) 4,000円	サービス管理責任者等 [基礎研修1][基礎研修2] いずれかの受講者 6,000円	①+②=合計 10,000円を納入して下さい。 令和8年度相談支援従事者初任者研修の受講者又は過去に共通講義(2日間)を受講済の方は②の6,000円のみを納入して下さい。

①納入方法:口座振込(振込にかかる手数料は受講者負担とします。)

②振込締切日:7月24日(金)【厳守】

③領収証:振込明細書をもって領収書の発行に代えます。

④振込先口座等、詳細については受講決定時にお知らせします。

なお、納入後の受講のキャンセル及び欠席に対しての返金はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

⑤受講者については、当センターが受講要件等を確認し、事業所からの推薦順位等も含めて内容を精査し、県と協議の上、最終的に決定します。

7 受講証明書及び修了証書の交付等

(ア)基礎研修を受講するため、[共通講義(2日間)]を修了された受講者には、県が受講証明書を後日交付します。

(イ)基礎研修全日程を修了した受講者には、2日目の研修終了後に修了証書を交付します。

(ウ)研修は全日程を受講する必要があり、遅刻、中座、早退等は欠席として扱い、修了証書の交付ができません。また、研修中に進行の妨げになる発言・行動があった場合又は研修に参加する意欲がないと感じられた場合(居眠り・携帯電話の私的使用・演習中のグループ討議等における途中離脱や無言・参加拒否等)は、退場していただくことがあります。この場合、修了証書の交付はできませんのでご注意ください。

8 その他

(ア)事業所の申込担当者の方は、受講者自身が研修の趣旨や目的を理解せずに申込みすることのないよう、本要領により必ず受講申込者本人に受講目的や受講条件等を理解しているか確認して申込みしてください。

(イ)基礎研修の際、使用する[事前課題]については、受講決定通知日に当センターのホームページに掲載しますので、期日までに作成し、提出してください。[事前課題]が未提出の場合は、基礎研修を受講できません。また、【基礎研修】で使用する講義・演習資料は、9月9日(水)頃に当センターのホームページに掲載しますので、印刷等し、受講当日は手元において受講してください。

(ウ)研修当日は、本人確認のため受講決定通知書の写しを持参してください。

(工)受講者に関する個人情報には本研修のみの目的で使用し、他の目的での使用や無断で第三者に提供することはできません。また、研修修了者については修了証書番号、修了年月日、氏名及び連絡先等必要事項を記載した名簿を作成し、県が責任をもって一元的に管理することにしております。

(オ)会場となる秋田県社会福祉会館駐車場の駐車スペースには限りがあり、ご利用できない場合がありますので、公共交通機関や周辺の有料駐車場をご利用ください。

(カ)昼食は各自で準備願います。研修会場で飲食可能です。

(キ)会場内の温度調整をしますが、温度差が出る場合がありますので、季節によっては上着やひざ掛け等調整できるようにご準備をお願いします。

(ク)感染症予防のため、手指消毒及び咳エチケットの協力をお願いします。

9 申込・問合せ先

社会福祉法人 秋田県身体障害者福祉協会

〒010-0922 秋田市旭北栄町1番5号 県社会福祉会館1階

秋田県身体障害者福祉協会内 秋田県社会参加推進センター サビ児管研修担当 木村、鹿子澤

TEL:018-864-2780(土日、祝日を除く9時から17時まで) FAX:018-864-2781

サービス管理責任者等研修専用メール:sabikan@awc.or.jp